

別記様式第 1 号（7 条関係）

受付番号	平成 28 年 第 50 号
受付日	平成 28 年 2 月 10 日
送付日	平成 28 年 2 月 10 日
答弁受理日	平成 28 年 3 月 10 日

文書質問書

質問交野市議会基本条例第 9 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	山本景
所管部局	総務部

【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行う に相当する程度とし、その主旨が理解できよう具体的に記載する。

平成 27 年度が試行期間、平成 28 年度から本格実施の交野市役所職員の人事評価制度について、次の点、ご所見をお伺いいたします。

- ・評価は年 1 回とのことですが、賞与は年 2 回であり整合性がとれておりません。賞与を年 1 回とするか、評価を年 2 回とすべきです。
- ・評価結果を賞与、昇給、昇格、に連動させなければ、評価制度の意味がありませんので、連動させるべきです。
- ・絶対評価であるため、係、課、部局、により、不公平が生じます。相対評価を導入し、公平な評価制度を実現すべきです。
- ・業績評価が A、B、C、で難易度によりランク分けされておりますが、窓口業務、現業部局、等は不利となり、人事課を筆頭とする企画業務は有利な業績評価となるため是正すべきです。
- ・業績評価の結果が悪い場合、挽回するための改善策を示すべきです。

文書質問書答弁書

回 答 日： 平成28年3月 9日
担当部局： 総務部

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づく山本議員の文書質問について、下記のとおり答弁いたします。

記

人事評価制度につきましては、28年度から本格実施することとなっておりますが、まずは職員に制度を定着させることや、評価者の目線合わせが必要であることから、評価者への研修や訓練を重ね、給与に反映できるよう、評価の回数も併せて検討したいと考えております。

なお、昇格においては、評価結果を参考にする予定でございます。

絶対評価・相対評価の導入につきましては、それぞれにメリット・デメリットがあることから、他市町村の事例を参考に検討してまいりたい。

業績評価の難易度のランク分け、悪い評価の場合の挽回するための改善策につきましても他市町村の事例を参考に検討してまいりたいと考えております。

別記様式第 1 号（7 条関係）

受付番号	平成28年 第 51 号
受付日	平成28年 2 月 10 日
送付日	平成28年 2 月 10 日
答弁受理日	平成28年 3 月 10 日

文書質問書

質問交野市議会基本条例第 9 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	山本景
所管部局	総務部

【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行う に相当する程度とし、その主旨が理解できよう具体的に記載する。

交野市の行政財産のうち、行政財産の本来の使用目的とは異なる用途に利用され、かつ、土地開発公社保有分を除く不動産について、地番(住所があれば住所)、面積、取得価格、時価、本来の使用目的、現状、についてお伺いいたします。

(一例)

- ・私市 8 丁目で不法占有され駐輪場とされている市有地
- ・南星台 5 丁目で野菜畑になっている市有地
- ・星田 5 丁目で駐車場として貸し出されている市有地
- ・向井田 1 丁目で駐車場とされている市有地

文書質問書答弁書

回 答 日： 平成28年3月 9日

担当部局： 総 務 部

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づく山本議員の文書質問について、下記のとおり答弁いたします。

総務部で所管しております行政財産使用については、下記のとおりです。

（自動販売機の設置）

地番（住所）	交野市私部1丁目1番1号
面積	3.0614㎡
本来の使用目的	市庁舎
現状	市庁舎

（北大阪商工会議所事務所） 【建物】

地番（住所）	交野市私部1丁目1番2号
面積	302.52㎡
取得価格	5,720万円
本来の使用目的	旧消防庁舎
現状	北大阪商工会議所 事務所

（組合事務所）

地番（住所）	交野市私部1丁目1番1号
面積	71.65㎡
本来の使用目的	市庁舎
現状	組合事務所

別記様式第 1 号（7 条関係）

受付番号	平成28年 第52号
受付日	平成28年 2月10日
送付日	平成28年 2月10日
答弁受理日	平成28年 3月10日

文書質問書

質問交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	山本景
所管部局	企画財政部

【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行う に相当する程度とし、その主旨が理解できよう具体的に記載する。

交野市の行政財産のうち、行政財産の本来の使用目的とは異なる用途に利用され、かつ、土地開発公社保有分を除く不動産について、地番(住所があれば住所)、面積、取得価格、時価、本来の使用目的、現状、についてお伺いいたします。

(一例)

- ・私市8丁目で不法占有され駐輪場とされている市有地
- ・南星台5丁目で野菜畑になっている市有地
- ・星田5丁目で駐車場として貸し出されている市有地
- ・向井田1丁目で駐車場とされている市有地

別記様式第2号（第7条関係）

文書質問書答弁書

回 答 日：28年 3月 9日

担当部局：企画財政部

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づく山本景議員の文書質問について、
下記のとおり答弁いたします。

記

第52号の質問につきましては、企画財政部は該当ないことを回答します。

別記様式第 1 号（7 条関係）

受付番号	平成28年 第 53 号
受付日	平成28年 2月10日
送付日	平成28年 2月10日
答弁受理日	平成28年 3月10日

文書質問書

質問交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	山本景
所管部局	地域社会部

【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行う に相当する程度とし、その主旨が理解できよう具体的に記載する。

交野市の行政財産のうち、行政財産の本来の使用目的とは異なる用途に利用され、かつ、土地開発公社保有分を除く不動産について、地番(住所があれば住所)、面積、取得価格、時価、本来の使用目的、現状、についてお伺いいたします。

(一例)

- ・私市 8 丁目で不法占有され駐輪場とされている市有地
- ・南星台 5 丁目で野菜畑になっている市有地
- ・星田 5 丁目で駐車場として貸し出されている市有地
- ・向井田 1 丁目で駐車場とされている市有地

文書質問書答弁書

回 答 日： 平成28年 3月 9日
担当部局： 地域社会部

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づく山本景議員の文書質問について、
下記のとおり答弁いたします。

記

受付番号 第53号のご質問の件につきましては、地域社会部では該当ありません
ので、回答とさせていただきます。

以上

別記様式第 1 号（7 条関係）

受付番号	平成28年 第54号
受付日	平成28年 2月10日
送付日	平成28年 2月10日
答弁受理日	平成28年 3月10日

文書質問書

質問交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	山本景
所管部局	市民部

【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行う に相当する程度とし、その主旨が理解できよう具体的に記載する。

交野市の行政財産のうち、行政財産の本来の使用目的とは異なる用途に利用され、かつ、土地開発公社保有分を除く不動産について、地番(住所があれば住所)、面積、取得価格、時価、本来の使用目的、現状、についてお伺いいたします。

(一例)

- ・私市8丁目で不法占有され駐輪場とされている市有地
- ・南星台5丁目で野菜畑になっている市有地
- ・星田5丁目で駐車場として貸し出されている市有地
- ・向井田1丁目で駐車場とされている市有地

文書質問書答弁書

回 答 日： 平成28年3月 9日

担当部局： 市 民 部

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づく山本議員の文書質問について、下記のとおり答弁いたします。

市民部で所管しております行政財産における目的外使用（自動販売機の設置）については、下記のとおりです。

地番（住所）	交野市星田1丁目49番5号
面積	建築面積313.53㎡の内 <u>0.74314㎡</u> （当該センター延べ床面積は854.69㎡）
本来の使用目的	交野市立星田コミュニティーセンター
現状	交野市立星田コミュニティーセンター1階（玄関）部分 に自動販売機1基を設置

別記様式第 1 号（7 条関係）

受付番号	平成28年 第55号
受付日	平成28年 2月10日
送付日	平成28年 2月10日
答弁受理日	平成28年 3月10日

文書質問書

質問交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	山本景
所管部局	健やか部

【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行う に相当する程度とし、その主旨が理解できよう具体的に記載する。

交野市の行政財産のうち、行政財産の本来の使用目的とは異なる用途に利用され、かつ、土地開発公社保有分を除く不動産について、地番(住所があれば住所)、面積、取得価格、時価、本来の使用目的、現状、についてお伺いいたします。

(一例)

- ・私市8丁目で不法占有され駐輪場とされている市有地
- ・南星台5丁目で野菜畑になっている市有地
- ・星田5丁目で駐車場として貸し出されている市有地
- ・向井田1丁目で駐車場とされている市有地

文書質問書答弁書

回 答 日：平成28年 3月 9日

担当部局： 健やか部

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づく、山本景議員の文書質問について
下記のとおり答弁いたします。

記

受付番号第55号について、下表のとおり回答いたします。

・交野市立保健福祉総合センター

住所	床面積	本来の使用目的	現状
交野市天野が原町 5－5－1	45.2 m ²	研修室	医師会事務局執務室
	101.1 m ²	相談室・倉庫	訪問看護ステーション執務室 及び相談コーディネート室
	48.1 m ²	指導室	歯科医師会事務局執務室

以上

別記様式第 1 号（7 条関係）

受付番号	平成28年 第 56 号
受付日	平成28年 2 月 10 日
送付日	平成28年 2 月 10 日
答弁受理日	平成28年 3 月 10 日

文書質問書

質問交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	山本景
所管部局	福祉部

【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行う に相当する程度とし、その主旨が理解できよう具体的に記載する。

交野市の行政財産のうち、行政財産の本来の使用目的とは異なる用途に利用され、かつ、土地開発公社保有分を除く不動産について、地番(住所があれば住所)、面積、取得価格、時価、本来の使用目的、現状、についてお伺いいたします。

(一例)

- ・私市 8 丁目で不法占有され駐輪場とされている市有地
- ・南星台 5 丁目で野菜畑になっている市有地
- ・星田 5 丁目で駐車場として貸し出されている市有地
- ・向井田 1 丁目で駐車場とされている市有地

文書質問書答弁書

回 答 日： 平成28年3月 9日

担当部局： 福 祉 部

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づく、山本議員の受付番号第56号の文書質問について、下記のとおり答弁いたします。

記

福祉部で所管しております質問対象となる行政財産については、下記のとおりです。

住所	交野市天野が原町5丁目5番1号
面積	153.38㎡
本来の使用目的	市庁舎
現状	社会福祉協議会事務所

住所	交野市天野が原町5丁目5番1号
面積	12.567㎡
本来の使用目的	市庁舎
現状	市庁舎（自動販売機の設置）

別記様式第 1 号（7 条関係）

受付番号	平成28年 第57号
受付日	平成28年 2月10日
送付日	平成28年 2月10日
答弁受理日	平成28年 3月10日

文書質問書

質問交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	山本景
所管部局	環境部

【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行う に相当する程度とし、その主旨が理解できよう具体的に記載する。

交野市の行政財産のうち、行政財産の本来の使用目的とは異なる用途に利用され、かつ、土地開発公社保有分を除く不動産について、地番(住所があれば住所)、面積、取得価格、時価、本来の使用目的、現状、についてお伺いいたします。

(一例)

- ・私市8丁目で不法占有され駐輪場とされている市有地
- ・南星台5丁目で野菜畑になっている市有地
- ・星田5丁目で駐車場として貸し出されている市有地
- ・向井田1丁目で駐車場とされている市有地

文書質問書答弁書

回 答 日： 平成28年3月9日

担当部局： 環 境 部

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づく山本議員の文書質問について、下記のとおり答弁いたします。

記

受付番号 平成28年 第57号

環境部で所管している行政財産については、別紙のとおりです。
なお、自動販売機の設置については、以下に記載のとおりです。

1. 環境事業所

地番（住所）	交野市私部西3丁目3番1号
面積	2. 2 m ²
本来の使用目的	市庁舎（環境事業所）
現状	市庁舎（環境事業所）

2. 寺作業所

地番（住所）	交野市寺1丁目271番地の1
面積	0. 8 5 m ²
本来の使用目的	粗大ごみ中間処理施設
現状	粗大ごみ中間処理施設

3. リサイクルセンター

地番（住所）	交野市星田北1丁目7番5号
面積	0. 8 5 m ²
本来の使用目的	リサイクルセンター庁舎
現状	リサイクルセンター庁舎

地番	面積 (単位:㎡)	取得価格(単位:円)	時価	本来の使用目的	現状
大字星田5122-2	1,822の内 6.25	39,614,428	不明	自然環境整備用地	駐車場
妙見坂5丁目5005-3	4,586.51の内 0.7	寄附	不明	防災通路新設用地	携帯電話基地局
大字星田5091-1	2,837.14の内 12.25	231,518,801 大字星田5091-1 大字星田5091-6と2筆で	不明	自然環境整備用地	携帯電話基地局
大字星田5107-1	272	295,017,184	不明	自然環境整備用地	畑
大字星田5107-2	3,074				
大字星田5098-4	458.27				
大字星田5098-7	1,379.01				
大字星田5098-8	1,186.3				
大字星田5092-4	138				

別記様式第 1 号（7 条関係）

受付番号	平成28年 第 58 号
受付日	平成28年 2 月 10 日
送付日	平成28年 2 月 10 日
答弁受理日	平成28年 3 月 10 日

文書質問書

質問交野市議会基本条例第 9 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	山本景
所管部局	都市整備部

【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行う に相当する程度とし、その主旨が理解できよう具体的に記載する。

交野市の行政財産のうち、行政財産の本来の使用目的とは異なる用途に利用され、かつ、土地開発公社保有分を除く不動産について、地番(住所があれば住所)、面積、取得価格、時価、本来の使用目的、現状、についてお伺いいたします。

(一例)

- ・私市 8 丁目で不法占有され駐輪場とされている市有地
- ・南星台 5 丁目で野菜畑になっている市有地
- ・星田 5 丁目で駐車場として貸し出されている市有地
- ・向井田 1 丁目で駐車場とされている市有地

文書質問書答弁書

回 答 日： 平成28年3月9日

担当部局： 都 市 整 備 部

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づく山本議員の文書質問について、下記のとおり答弁いたします。

① 交野市の行政財産のうち、行政財産の本来の使用目的とは異なる用途に利用され、かつ、土地開発公社保有分を除く不動産について、地番（住所があれば住所）、面積、取得価格、時価、本来の使用目的、現状、についてお伺いいたします。

（回答）

地番：交野市星田5丁目5765番5

面積：2,000 m²

取得価格：999,744,222 円

本来の使用目的：シティープラザ整備計画推進用地

現状：駅前の活性化に資する平面駐車場用地として民間事業者へ賃貸

別記様式第 1 号（7 条関係）

受付番号	平成28年 第59号
受付日	平成28年 2月10日
送付日	平成28年 2月10日
答弁受理日	平成28年 3月10日

文書質問書

質問交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	山本景
所管部局	農業委員会事務局

【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行う に相当する程度とし、その主旨が理解できよう具体的に記載する。

交野市の行政財産のうち、行政財産の本来の使用目的とは異なる用途に利用され、かつ、土地開発公社保有分を除く不動産について、地番(住所があれば住所)、面積、取得価格、時価、本来の使用目的、現状、についてお伺いいたします。

(一例)

- ・私市8丁目で不法占有され駐輪場とされている市有地
- ・南星台5丁目で野菜畑になっている市有地
- ・星田5丁目で駐車場として貸し出されている市有地
- ・向井田1丁目で駐車場とされている市有地

別記様式第2号（第7条関係）

文書質問書答弁書

回 答 日：平成28年 3月 9日

担当部局：農業委員会事務局

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づく山本議員の文書質問について、下記のとおり答弁いたします。

行政財産についての文書質問について、当事務局においては該当ございません。

別記様式第 1 号（7 条関係）

受付番号	平成28年 第 60 号
受付日	平成28年 2月10日
送付日	平成28年 2月10日
答弁受理日	平成28年 3月10日

文書質問書

質問交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	山本景
所管部局	教育総務室

【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行う に相当する程度とし、その主旨が理解できよう具体的に記載する。

交野市の行政財産のうち、行政財産の本来の使用目的とは異なる用途に利用され、かつ、土地開発公社保有分を除く不動産について、地番(住所があれば住所)、面積、取得価格、時価、本来の使用目的、現状、についてお伺いいたします。

(一例)

- ・私市8丁目で不法占有され駐輪場とされている市有地
- ・南星台5丁目で野菜畑になっている市有地
- ・星田5丁目で駐車場として貸し出されている市有地
- ・向井田1丁目で駐車場とされている市有地

別記様式第2号（第7条関係）

文書質問書答弁書

回答日 ： 28年 3月 9日

担当部局 ： 教育総務室

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づく 山本 景 議員の文書質問について、下記のとおり答弁いたします。

記

受付番号平成28年第60号の文書質問書につきましては、教育総務室での該当はございません。

以上

別記様式第 1 号（7 条関係）

受付番号	平成28年 第 61 号
受付日	平成28年 2 月 10 日
送付日	平成28年 2 月 10 日
答弁受理日	平成28年 3 月 10 日

文書質問書

質問交野市議会基本条例第 9 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	山本景
所管部局	学校教育部

【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行う に相当する程度とし、その主旨が理解できよう具体的に記載する。

交野市の行政財産のうち、行政財産の本来の使用目的とは異なる用途に利用され、かつ、土地開発公社保有分を除く不動産について、地番(住所があれば住所)、面積、取得価格、時価、本来の使用目的、現状、についてお伺いいたします。

(一例)

- ・私市 8 丁目で不法占有され駐輪場とされている市有地
- ・南星台 5 丁目で野菜畑になっている市有地
- ・星田 5 丁目で駐車場として貸し出されている市有地
- ・向井田 1 丁目で駐車場とされている市有地

別記様式第2号（第7条関係）

文書質問書答弁書

回 答 日：平成28年3月 9日
担当部局：学校教育部

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づく山本議員の文書質問について、下記のとおりに答弁いたします。

行政財産についての文書質問について、当部においては該当ございません。

別記様式第 1 号（7 条関係）

受付番号	平成28年 第 62 号
受付日	平成28年 2 月 10 日
送付日	平成28年 2 月 10 日
答弁受理日	平成28年 3 月 10 日

文書質問書

質問交野市議会基本条例第 9 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	山本景
所管部局	生涯学習推進部

【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行う に相当する程度とし、その主旨が理解できよう具体的に記載する。

交野市の行政財産のうち、行政財産の本来の使用目的とは異なる用途に利用され、かつ、土地開発公社保有分を除く不動産について、地番(住所があれば住所)、面積、取得価格、時価、本来の使用目的、現状、についてお伺いいたします。

(一例)

- ・私市 8 丁目で不法占有され駐輪場とされている市有地
- ・南星台 5 丁目で野菜畑になっている市有地
- ・星田 5 丁目で駐車場として貸し出されている市有地
- ・向井田 1 丁目で駐車場とされている市有地

文書質問書答弁書

回 答 日 : 平成28年 3月 9日
担 当 部 局 : 生涯学習推進部

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づく 山本 議員の文書質問について、
下記のとおり答弁いたします。

生涯学習部で所管しております行政財産（自動販売機の設置）については、下記のとおりです。

地番（住所）	交野市私部2丁目29番1号
面積	3.926㎡
本来の使用目的	市社会教育施設
現状	市社会教育施設

地番（住所）	交野市私市9丁目4番8号
面積	1.330㎡
本来の使用目的	市社会教育施設
現状	市社会教育施設

地番（住所）	交野市向井田2丁目5番1号
面積	6.320㎡
本来の使用目的	市社会体育施設
現状	市社会体育施設

地番（住所）	交野市倉治6丁目9番20号
面積	0.870㎡
本来の使用目的	市図書館
現状	市図書館

別記様式第 1 号（7 条関係）

受付番号	平成28年 第 63 号
受付日	平成28年 2 月 10 日
送付日	平成28年 2 月 10 日
答弁受理日	平成28年 3 月 10 日

文書質問書

質問交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	山本景
所管部局	水道局

【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行う に相当する程度とし、その主旨が理解できよう具体的に記載する。

交野市の行政財産のうち、行政財産の本来の使用目的とは異なる用途に利用され、かつ、土地開発公社保有分を除く不動産について、地番(住所があれば住所)、面積、取得価格、時価、本来の使用目的、現状、についてお伺いいたします。

(一例)

- ・私市 8 丁目で不法占有され駐輪場とされている市有地
- ・南星台 5 丁目で野菜畑になっている市有地
- ・星田 5 丁目で駐車場として貸し出されている市有地
- ・向井田 1 丁目で駐車場とされている市有地

文書質問書答弁書

回 答 日：平成28年 3月 9日

担当部局： 交野市水道局

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づく、山本景議員の文書質問について、別紙のとおり答弁いたします。

記

行政財産のうち、行政財産の本来の使用目的とは異なる用途に利用され、かつ、公社保有分を除く不動産について、番地、住所、面積、取得価格、時価、本来の使用目的、現状について、別紙のとおり回答いたします。

以上

○水道局行政財産目的外使用許可一覧表

地番	住所	面積(㎡)	価格(取得価格/占有面積・円)	時価	使用目的	現状
私市2200	私市1-305-1	6	24,012	不明	水道事業(低区配水池前)	獅子蔵寺の私設給水加圧ポンプ室の設置
私市2-1158	私市2-24-1	0.74	-	不明	水道事業(水道局庁舎)	水道局庁舎(自動販売機の設置)
妙見東4-5003-116	妙見東4-5003-115	8.1	-	不明	水道事業(特高区配水池)	大阪府ほした園地管理の、消火用貯水タンクへの揚水管布設及び送水口の設置
私市2丁目1157	私市2-24-1	69.41	3,065,527	不明	水道事業(ポンプ場)	交野市水道サービス事務所

別記様式第 1 号（7 条関係）

受付番号	平成28年 第 64 号
受付日	平成28年 2 月 10 日
送付日	平成28年 2 月 10 日
答弁受理日	平成28年 3 月 10 日

文書質問書

質問交野市議会基本条例第 9 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	山本景
所管部局	消防本部

【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行う に相当する程度とし、その主旨が理解できよう具体的に記載する。

交野市の行政財産のうち、行政財産の本来の使用目的とは異なる用途に利用され、かつ、土地開発公社保有分を除く不動産について、地番(住所があれば住所)、面積、取得価格、時価、本来の使用目的、現状、についてお伺いいたします。

(一例)

- ・私市 8 丁目で不法占有され駐輪場とされている市有地
- ・南星台 5 丁目で野菜畑になっている市有地
- ・星田 5 丁目で駐車場として貸し出されている市有地
- ・向井田 1 丁目で駐車場とされている市有地

文書質問書答弁書

回 答 日： 平成28年3月 9日

担当部局： 消 防 本 部

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づく山本議員の文書質問について、下記のとおり答弁いたします。

消防本部で所管しております行政財産（自動販売機の設置）については、下記のとおりです。

地番（住所）	交野市天野が原町4丁目8番1号
面積	0.9189㎡
本来の使用目的	消防本部庁舎
現状	消防本部庁舎

別記様式第 1 号（7 条関係）

受付番号	平成28年 第 65 号
受付日	平成28年 2 月 10 日
送付日	平成28年 2 月 10 日
答弁受理日	平成28年 3 月 10 日

文書質問書

質問交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	山本景
所管部局	議会事務局

【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行う に相当する程度とし、その主旨が理解できよう具体的に記載する。

交野市の行政財産のうち、行政財産の本来の使用目的とは異なる用途に利用され、かつ、土地開発公社保有分を除く不動産について、地番(住所があれば住所)、面積、取得価格、時価、本来の使用目的、現状、についてお伺いいたします。

(一例)

- ・私市8丁目で不法占有され駐輪場とされている市有地
- ・南星台5丁目で野菜畑になっている市有地
- ・星田5丁目で駐車場として貸し出されている市有地
- ・向井田1丁目で駐車場とされている市有地

文書質問答弁書

回答日：平成28年3月 9日

担当部局：議会事務局

交野市議会基本条例第9条第4項に基づく 山本 景 議員の文書質問について、
下記のとおり答弁致します。

記

受付番号 平成28年 第65号

（質問項目）

①交野市の行政財産のうち、その本来の使用目的とは異なる用途に利用されている
不動産についての詳細を伺う。

②上記①に、「自動販売機の設置」の項目を追加 する。

（平成28年2月18日、山本議員メールにて追加項目を依頼。）

（答弁）

議会事務局につきましては、ご質問の内容の行政財産の所管はございません。

別記様式第 1 号（7 条関係）

受付番号	平成28年 第 66 号
受付日	平成28年 2 月 10 日
送付日	平成28年 2 月 10 日
答弁受理日	平成28年 3 月 10 日

文書質問書

質問交野市議会基本条例第 9 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	山本景
所管部局	行政委員会事務局

【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行う に相当する程度とし、その主旨が理解できよう具体的に記載する。

交野市の行政財産のうち、行政財産の本来の使用目的とは異なる用途に利用され、かつ、土地開発公社保有分を除く不動産について、地番(住所があれば住所)、面積、取得価格、時価、本来の使用目的、現状、についてお伺いいたします。

(一例)

- ・私市 8 丁目で不法占有され駐輪場とされている市有地
- ・南星台 5 丁目で野菜畑になっている市有地
- ・星田 5 丁目で駐車場として貸し出されている市有地
- ・向井田 1 丁目で駐車場とされている市有地

別記様式第2号（第7条関係）

文書質問書答弁書

回答日：28年 3月 9日

担当部局：行政委員会事務局

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づく 山本 景 議員の文書質問について、下記のとおり答弁いたします。

記

受付番号平成28年第66号の文書質問書につきましては、行政委員会事務局での該当はございません。

以上